

## 1.8 派遣元責任者の選任

派遣元事業主は、下記(5)に掲げる事項を行わせるため、派遣先で就業することとなる派遣労働者に関する派遣元事業主の雇用管理上の責任を一元的に負う「派遣元責任者」を選任し、派遣元事業主による適正な雇用管理を確保しなければなりません（派遣法第36条）。

### (1) 派遣元責任者となる者の要件

派遣元責任者は、次の①から⑨までのいずれにも該当しない者のうちから選任しなくてはなりません（派遣法第36条、派遣則第29条の2）。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、又は第5の1(7)「許可要件（許可の欠格事由）」の①のア a から c まで及び g から 1 までの規定に違反し、又は d, e 及び f の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、その執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ② 精神の機能の障害により派遣元責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ④ 労働者派遣事業の許可を取り消され、又は廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しない者
- ⑤ 労働者派遣事業の許可を取り消され、又は廃止を命じられた者が法人である場合において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となった事項が発生した当時に当該法人の役員であった者で、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑥ 労働者派遣事業の許可の取消し又は廃止の命令の処分に係る聴聞の通知があった日から当該处分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑦ ⑥の期間内に廃止の届出をした者が法人である場合において、聴聞の通知の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 未成年者

なお、労働者派遣事業の許可においては、派遣元責任者は雇用管理能力に係る一定の水準を満たすこと及び過去3年以内に厚生労働大臣に開催を申し出した者が実施する派遣元責任者講習を受講していること（派遣則第29条の2）を選任の要件としています（第5「労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続」の1の（4）参照）。

### (2) 派遣元責任者の選任方法

- ① 専属の責任者の選任

派遣元責任者の選任（派遣則第29条）にあっては、派遣元事業主の事業所ごとに自己の雇用する労働者（法人の役員も可）の中から、専属の派遣元責任者を選任しなければなりません。この場合の「専属」とは、派遣元責任者に係る業務のみを行うということではなく、他の事業所の派遣元責任者と兼任しないという意味です。

なお、シルバー連合の行う労働者派遣事業における実施事業所の派遣元責任者は、実施事業所ごとに選任することで足り、シルバー連合（連合本部）に雇用された労働者であることを要しません（高齢則第29条の2）。

### ② 必要人数

派遣元責任者は、当該事業所の労働に従事する派遣労働者の数について1人以上100人以下を1単位とし、1単位につき1人以上ずつ選任しなければなりません。

### ③ 派遣元責任者講習の受講

派遣元責任者として選任された後においても、労働者派遣事業に関する知識、理解を一定の水準に保つため、労働者派遣事業において選任された派遣元責任者については、派遣元責任者として在任中は3年ごとに厚生労働省告示（平成27年厚生労働省告示第392号）に定められた講習機関が実施する「派遣元責任者講習」を受講することが必要です。

## POINT

### 「派遣元責任者になるための要件」の整理

- ① 未成年者ではなく上記(1)にある欠格事由にあたらない者
  - ② 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者
  - ③ 派遣元責任者講習を受講して3年以内であること
- の大きく3つの要件が必要です。

なお、派遣元責任者が日帰りで苦情処理のために往復できる地域に労働者派遣を行うものであることとされています。

## COLUMN

### 「雇用管理の経験」とは…

「雇用管理の経験」については許可要件（許可の基準）としてP93に『「雇用管理の経験」とは人事又は労務の担当者であったと評価できること』の他『派遣労働者若しくは登録者などの労務の担当者』であったことも含まれています。

実務的には派遣会社で営業やコーディネーターとして3年勤務していた者が講習を受講して責任者になっています。シルバー派遣では派遣の就業開拓を行っている者や派遣会員の就業先の実務を行っている職員が該当します。

### (3) 製造業務専門派遣元責任者の選任方法

- ① 物の製造の業務に労働者派遣をする事業所等にあっては、物の製造の業務に従事させる派遣労働者の数について1人以上100人以下を1単位とし、1単位につき1人以上ずつ、物の製造の業務に従事させる派遣労働者を専門に担当する者（以下「製造業務専門派遣元責任者」という。）を、

## 事項索引

### —あ—

- 新たに労働者派遣の対象としようとする ..... 180, 221
- 安全衛生 ..... 68, 155, 169, 170, 171, 201, 207, 232~, 248, 249, 257, 265, 270
- 安全衛生教育に係る協力や配慮 ..... 232
- 安全衛生教育に係る連絡調整等 ..... 171
- 安全衛生委員会 ..... 279
- 安全衛生に係る措置 ..... 99, 171, 172, 227, 228, 232~, 264, 265
- 安全及び衛生 ..... 34, 53, 56, 99, 125, 126, 131, 182, 187
- 異議への対処 ..... 264
- 医業 ..... 81, 276
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 ..... 146, 224, 269, 275, 283
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用の特例 ..... 283
- 育児休業等の代替要員 ..... 129, 184, 252
- 意見聴取 ..... 135, 150, 167, 179, 238~, 244, 264, 273
- 意見聴取の手続 ..... 242
- 移籍型出向 ..... 71
- 違法行為 ..... 289, 291, 293, 294, 295
- 違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表 ..... 291
- 医療事務受託業務の場合 ..... 67, 68, 69
- 請負との関係 ..... 65
- 運用上の配慮 ..... 194
- 衛生委員会 ..... 32, 272, 277

### —か—

- 会計処理規程 ..... 35

- 解雇 ..... 28, 38, 94, 100, 106, 107, 127, 283
- 解雇その他不利益な取扱い ..... 179, 181, 221, 289, 292
- 介護休業等の代替要員 ..... 129, 184, 252
- 解雇予告手当 ..... 148, 149, 188
- 改善命令 ..... 33, 292, 294
- 会長（理事長） ..... 32
- 仮想の通常の労働者 ..... 49, 136~
- 活動拠点 ..... 19, 20, 32
- 過半数代表者 ..... 161, 162
- 過半数代表者として正当な行為 ..... 162, 239
- 過半数労働組合 ..... 135, 161, 239~, 242, 264
- 過半数労働組合等の意見聴取 ..... 135, 238~, 242, 264
- 過半数労働組合の異議 ..... 241
- 関係派遣先に対する労働者派遣の制限 ..... 116
- 関係派遣先派遣割合報告書 ..... 40~
- 関係派遣先の範囲 ..... 116
- 関係法令の関係者への周知 ..... 44, 170, 225, 254, 262
- 勧告 ..... 89, 145, 235, 244
- 監督又は管理の地位にある者ではない ..... 162, 168
- 期間制限に抵触することとなる最初の日の明示 ..... 184
- 期間制限の考え方 ..... 243
- 期間制限のない労働者派遣に関する事項 ..... 57, 184, 210
- 期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合 ..... 243
- 危険有害業務に係る連絡調整等 ..... 171, 233
- 基本契約 ..... 53, 124
- キャリアアップ ..... 90, 111, 151, 152
- キャリアアップ措置 ..... 173, 223
- キャリアアップに資する ..... 90, 92, 152